

2 医 安 第 1 0 3 6 号
令 和 3 年 2 月 1 2 日

関係団体の長様

愛 知 県 保 健 医 療 局 長
(公 印 省 略)

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価
を受けた医薬品の適応外使用について（通知）

令和3年1月29日付け薬生薬審発0129第4号及び薬生安発0129第1号で厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び同省同局医薬安全対策課長から別添のとおり新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について通知がありましたので御承知いただくとともに、貴会（組合）員への周知について御配慮ください。

担 当 生活衛生部医薬安全課
監視グループ
生産グループ

電 話 052-954-6344（ダイヤルイン）
052-954-6304（ダイヤルイン）

ファックス 052-953-7149



薬生薬審発 0129 第 4 号
薬生安発 0129 第 1 号
令和 3 年 1 月 29 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品については、平成 22 年 8 月 30 日付け薬食審査発 0830 第 9 号・薬食安発 0830 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長連名通知「薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（以下「連名通知」という。）にて各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたが、令和 3 年 1 月 29 日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会において、別添の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請についての事前評価が行われ、公知申請を行っても差し支えないとされました。

つきましては、別添の医薬品について、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴管下関係医療機関及び関係製造販売業者に対する周知徹底及び御指導方よろしくお願いいたします。

愛知県

3.1.29

2医安第1036号

1. 一般名：ブスルファン

販売名：ブスルフェクス点滴静注用 60mg

会社名：大塚製薬株式会社

追記される予定の用法・用量に対応する効能・効果：

同種造血幹細胞移植の前治療、ユーイング肉腫ファミリー腫瘍及び神経芽細胞腫における自家造血幹細胞移植の前治療

追記される予定の用法・用量（下線部追加、関連する部分のみ抜粋）：

他の抗悪性腫瘍剤との併用において、成人には A 法又は B 法、小児には C 法又は D 法を使用する。なお、患者の状態により適宜減量する。

小児	C 法：ブスルファンとして以下の体重別の投与量を 2 時間かけて点滴静注する。本剤は 6 時間毎に 1 日 4 回、4 日間投与する。		
	D 法：ブスルファンとして以下の体重別の投与量を 3 時間かけて点滴静注する。本剤は 1 日 1 回、4 日間投与する。		
	実体重	本剤投与量 (mg/kg)	
		<u>C 法</u>	<u>D 法</u>
	9 kg 未満	1.0	<u>4.0</u>
	9 kg 以上 16kg 未満	1.2	<u>4.8</u>
	16kg 以上 23kg 以下	1.1	<u>4.4</u>
	23kg 超 34kg 以下	0.95	<u>3.8</u>
34kg 超	0.8	<u>3.2</u>	